

## 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 令和5年8月23日(水) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 3時01分

場 所 委員会室棟第4委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝  
副委員長 臼井 友基  
委員 藤本 好彦 石原 政信 中村 正仁 伊藤 毅  
古屋 雅夫 名取 泰 福井 太一 久嶋 成美

委員欠席者 な し

## 説明のため出席した者

環境・エネルギー部長 関 尚史 環境・エネルギー部次長 雨宮 俊彦  
環境・エネルギー政策課長 加藤 栄佐 環境整備課長 守屋 英樹  
自然共生推進課長 保坂 一郎

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央  
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟  
森林政策課長 小澤 浩 県有林課長 末木 洋一

農政部長 大久保 雅直 農政部理事 勝俣 匡章 農政部次長 原田 達  
農政部技監 渡邊 聡尚 農政部参事 茂手木 知  
農政総務課長 石川 英仁 担い手・農地対策課長 原田 武  
果樹・6次産業振興課長 齊藤 典義 畜産課長 片山 努  
食糧花き水産課長 手塚 順一郎

産業労働部長 染谷 光一  
産業労働部理事 有泉 清貴 産業労働部理事(次長事務取扱) 中澤 一郎  
産業政策課長 林 貴彦 スタートアップ・経営支援課長 清水 信一  
成長産業推進課長 小俣 滋 産業振興課長 古屋 幸一  
労政人材育成課長 小林 孝恵

教育長 降旗 友宏 教育次長 河野 公紀  
教育委員会事務局次長 小林 洋一  
生涯学習課長 平賀 貴久子

県民生活部長 上野 良人 県民生活部次長 山岸 ゆり  
県民生活総務課長 金子 哲也

観光文化・スポーツ部長 落合 直樹 観光文化・スポーツ部次長 眞田 健康  
文化振興・文化財課長 杉田 浩枝

県土整備部理事 小島 一男 県土整備部技監 秋山 久  
県土整備総務課長 高橋 義徳 景観まちづくり室長 内藤 広

行政経営管理課長 岩間 勝宏

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要

まず、本日の審査は、配布資料のとおりの順番で審査することとした。

次に、午前10時から午前10時56分まで公益財団法人山梨県環境整備事業団、公益財団法人やまなし環境財団、山梨県立武田の杜保健休養林関係、休憩をはさみ、午前11時4分から午前11時43分まで公益財団法人山梨県農業振興公社、公益財団法人山梨県馬事振興センター、山梨県立フラワーセンター関係、指定管理施設・出資法人に係る全体共通事項関係、休憩をはさみ、午後0時59分から午後1時20分まで公益財団法人やまなし産業支援機構、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨、山梨県立図書館関係、休憩をはさみ、午後1時33分から午後2時27分まで公益財団法人長田ふるさと財団、山梨県立美術館、山梨県曾根丘陵公園関係の審査を行った。

休憩をはさみ、最後に、午後2時55分から午後3時1分まで、付託案件に対する審査の結果については委員長案とすることが決定し、また、本委員会が調査した案件に対する委員会報告書の作成並びに委員長報告書については委員長に委任することに決定した。

※（公財）山梨県環境整備事業団、（公財）やまなし環境財団【環境・エネルギー部】、山梨県立武田の杜保健休養林【林政部】

質疑

（（公財）山梨県環境整備事業団について）

石原委員

まず、廃棄物の適正処理や減量化等に関する普及啓発活動の一環として行っている、環境整備センターでの施設見学について、令和4年度は申し込みがなかったとのことですが、申し込みがなかった要因をまず伺いたします。

そして、令和3年度はコロナウイルスの影響もあったと思いますが、それ以前の状況はどうだったのか、伺いたします。

守屋環境整備課長 まず、施設見学の実績としましては、平成30年度以降は令和元年度に1団体2名を受け入れたのみとなっております。見学者が少ない要因としましては、既に処分場の埋め立て地を閉鎖しており、廃棄物の受け入れを行っていない施設であることが原因と考えております。

石原委員 次の質問に移らせてもらいますが、一方で、一般廃棄物の最終処分場の見学は、小学生などの受け入れが12団体あったとのことですが、どのような広報、啓発活動をしているのか、お伺いいたします。

守屋環境整備課長 一般廃棄物最終処分場の見学につきましては、各市町村の教育委員会に文書で依頼をしまして、小中学校の校外学習などの利用を働きかけるとともに、市町村総合事務組合のホームページで施設見学の広報、案内を行っております。

石原委員 最後になりますが、小学生にとってとても身近なごみの問題だと思うのですが、処分場の仕組みやごみの減量化等について学習する機会を持つことは大変重要なことだと思っております。今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

守屋環境整備課長 廃棄物処理施設については、廃棄物の適正な処理を行うための機能だけではなくて、環境学習の場を提供する機能を備えることも求められております。このため、事業団においては、引き続き施設見学の案内を行うとともに、委託元である市町村総合事務組合の意向も踏まえる中で、学習する機会の提供に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

中村委員 それでは、同じく環境整備事業団についてですが、令和4年度の出資法人の経営評価結果概要で、自己評価がDになっておりました。北杜市明野町の環境整備センターの汚水処理問題の対応について、維持管理コストがかさんでいることへの対応として、改革プランが令和3年度から第4次の改革プランとして新たに施行されているかと思うのですが、地元への対応を含めまして、これまでの成果、今回のプランについての期待される効果と地元の自治会への対応状況について、御教示いただければと思います。

守屋環境整備課長 これまでの成果でございますが、明野分の経常費用は、平成27年度には1億9,200万円余であったものを、人件費の削減や施設の運転方法の効率化などによりまして、平成28年度には1億2,600万円余、平成29年度以降は大規模なメンテナンスを行った令和元年度を除きまして、いずれも1億円以下にするなどしており、コストの縮減を進め、着実に成果を上げていると考えております。

次に、第4次改革プランの期待される効果でございますけれども、事業団の組織体制の見直し、また、環境整備センターの維持管理コストの縮減を行うことによりまして、より効率的な施設管理運営が図られるとともに、第3次改革プランで見込んだ最終赤字額がさらに縮減されるものと考えております。

もう一つ、地元への対応状況でございますが、区長や北杜市、また専門家などで構成

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
をします安全管理委員会を定期的開催いたしまして、埋め立て地からの浸出水や周辺  
地下水の水質測定結果を報告するなど、情報共有に努めております。

中村委員 経費節減ということで、経費的な部分はいいい効果が出ているとは思いますが、あく  
までお金ではなく、地元の方への対応ということで、安全に対応していただけるように、  
引き続きよろしく願いいたします。

笛吹市の境川町にも、かいのくにエコパークがありますが、今後考えられる公害や自  
然破壊などの防止対策についての現状の取組や、同じく地元住民との意見交換の開催状  
況について、御教示いただきたいです。

守屋環境整備課長 まず、公害などの防止策につきましては、地元との公害防止協定に基づきまして、  
地下水や周辺河川などの水質について環境モニタリングを定期的実施して、基準に適  
合していることを確認しております。

次に、地元住民との意見交換の開催状況についてですけれども、地域の環境保全を目的  
とします地元の区長などで構成をする寺尾地区環境委員会において、年2回意見交換  
会を実施し、環境モニタリングの結果をそこで報告しております。今後もこれまでと同  
様、地元の声に耳を傾けながら市町村総合事務組合とともに、公害防止対策に万全を期  
してまいりたいと考えております。

臼井副委員長 まずは、環境問題という、みんなの関心が非常に大きい分野であるかと思いき  
れども、山梨県環境整備センターの管理運営について伺います。まず、現行の第4次改革  
プランにおいて、環境整備事業団の最終赤字額は53億1,900万円が見込まれてい  
ます。この赤字額の縮減の取組状況について、お伺いいたします。

守屋環境整備課長 第4次改革プランにおきましては、環境整備センターの維持管理コストを縮減する  
ため、施設の安全性を確保した上で設備の部品交換の間隔を調整するなどによりまして、  
経費の削減を図り、第3次改革プラン策定時に見込んだ最終赤字額54億8,400万  
円を、さらに1億6,500万円縮減することとしております。

臼井副委員長 今、部品交換というお話がありましたけれども、それは大丈夫ですか。

守屋環境整備課長 まずは施設の安全性を最優先に確保した上で、交換の部分はしっかりメンテナ  
ンスしながら設備運転のほうをさせていただいておりますので、必要に応じたときに部品交  
換をするということで、調整をさせていただいております。

臼井副委員長 その辺りはしっかりされているものと思っておりますけれども、気になりましたので伺  
わせていただきました。

環境整備センターは赤字ということでありましてけれども、平成30年度から操業開始  
した笛吹市の境川町一般廃棄物最終処分場については、どのような状況にあるのか、そ  
して当初計画に沿った搬入量が確保されているのか、操業開始から現在までの執行状況

R5. 8. 23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
について伺いたいと思います。

守屋環境整備課長 一般廃棄物最終処分場につきましては、20年間で36万7,000トンの廃棄物を受け入れる計画となっております。これに対し、令和5年6月までの実績は計画の9割程度の受け入れ状況となっております。これに対し、令和5年6月までの実績は計画の9割程度の受け入れ状況となっております。これに対し、令和5年6月までの実績は計画の9割程度の受け入れ状況となっております。これに対し、令和5年6月までの実績は計画の9割程度の受け入れ状況となっております。また、これまで特段大きなトラブルもございません。安定した施設運営が図られており、今後も適正かつ効率的な運営管理を行ってまいります。

名取委員 環境整備センターの収支見通しについて、事業団の第4次改革プランによると、想定する維持管理期間10年の最終年度にあたる令和6年度末で、最終赤字額が53億1,900万円の見込みとされていますが、最終年度まで残り1年となり、実際にこの赤字額が幾らになる見込みか、また、維持管理事業は予定どおり来年度終結する見込みになっているのか、伺います。

守屋環境整備課長 まず、環境整備センターにおいては、令和4年度末の水質検査の結果、令和6年度末以降も引き続き埋立地からの浸出水の処理を行う必要があることが判明しましたので、来年度に維持管理を終了することができない見込みであります。

また、第4次改革プランにおいては、令和6年度の終了時点で53億1,900万円程度の赤字額を見込んでいますが、6年度末以降もセンターの維持管理を継続する必要があるため、この金額が最終赤字額とはならず、センターの維持管理期間の終期が見通せないことから、最終赤字額を見積もることができない状況であります。

福井委員 明野最終処分場については、先ほどから出ておりますように、来年度、令和6年度末までの期日ですが、基準適合が困難な状況が見込まれる中、今後厳しい経営状況が見込まれ、赤字がかさんでいくと思っております。改革プランの進捗状況及び今後のプランをどのように見直していくのか伺います。

守屋環境整備課長 環境整備事業団では、第4次改革プランに基づき組織体制の見直しや施設の維持管理コストの縮減などを行ったところであり、第4次改革プラン開始後の2年間において5,500万円程度の赤字額の縮減を図るなど、プランにおける取組を着実に進めているところですが、

次に、現行のプランについては令和6年度末となっておりますので、今後、赤字額増加の抑制、また令和7年度以降の管理運営体制のあり方について検討をしまして、地元の御意見を伺いながら、あらゆる点からしっかりと議論をする中で、令和6年度中に新たなプランを策定してまいります。

福井委員 令和6年度中に策定予定の新たな改革プランですけれども、もう時間があまりないということをご認識していただいた上で、地元の皆さんとの管理委員会の開催も年2回というところ、これもおそらく今年度中はあと1回、2月くらいかなと思っております。今後もしっかりと地元の方々の声を反映をして、決して地元負担を押し付けるようなこ

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
とがなく、県の責任において、この事業団の運営、そして最終的な処分場の廃止という  
ところまで、しっかりと運営体制を考えていただきたいと思います。

守屋環境整備課長 委員から御意見がありましたとおり、まずは地元の意見をしっかり聞いて、その中  
で今後の管理運営体制をどうするかについて検討させていただきたいと思っています。

また、地元の声を聞く場ということで、安全管理委員会を年に2回開催いたしております。  
本日も安全管理委員会を開催する予定でありますので、そこでも地元の声をしっ  
かり聞いてまいりたいと思っております。

( (公財) やまなし環境財団について )

福井委員 まず、情報提供事業について、メールでの最新状況の提供とありますけれども、メー  
ル受信者の数がどれくらいか伺います。

保坂自然共生推進課長 情報提供につきましては、ホームページを基本に行っているところなのですけ  
れども、メールの受信者につきましては20人となっております。

福井委員 予想よりもだいぶ少ない。やはり情報の提供の仕方、つまり発信の仕方が課題になっ  
てくると思いますので、情報提供能力の強化に今後取り組んでいただきたいと思います。

保坂自然共生推進課長 20人という数は確かに少ないので、これからもう少し工夫をして、情報提供  
に努力したいと思っております。

福井委員 次に、事業委託している山梨県地球温暖化防止活動推進センターの役割は、大変大き  
いものと認識をしております。実際に相談があった数、それを機に助成に結びつけた実  
績数などを伺います。また、委託料についてはどこに計上されているのか教えてください。

保坂自然共生推進課長 まず御質問の実際の相談数でございますが、令和4年度で申し上げますと、3  
92件となっております。電話、それからメールでございます。

次に、助成に結びつけた実績数でございますけれども、審査期間中、令和元年度から  
4年度の間でありますと、財団の助成事業については9件が助成事業に結びついていま  
す。

それから最後に、委託料の計上でございますけれども、審査資料で言いますと5ペー  
ジの一番下のところがございます。(2)の経常費用①事業費、ここに温暖化防止支援  
事業経費、委託費ということで24万9,865円を計上しているところでございまし  
て、これが委託料になっております。

福井委員 分かりました。相談件数が392件と非常に多いなと思われました。必要としている人  
がいるので、ぜひこれからも丁寧に助成に結びつけていただきたいと思います。

保坂自然共生推進課長 委員から御指摘があったように、丁寧にこれからも対応してまいりたいと思います。

(山梨県武田の杜保健休養林について)

藤本委員

初めに、武田の杜の中に設置されている鳥獣センターの施設の状況についてです。センターには管理棟と展示館があります。施設の管理棟ですが、本県で唯一の野生鳥獣で傷病となった鳥獣が搬送されてきて保護する施設、いわゆる野生鳥獣の駆け込み寺としての役割を果たしています。もう一つの展示館ですが、県内最多の鳥獣の標本や模型、生態の写真を初め、ジオラマや資料があふれており、野生鳥獣の生態とその価値を身近に学ぶことのできる尊い空間です。

管理棟においては、職員室を初め、傷病動物をケアする治療室や保護室、衛生環境の充実が求められるトイレ施設、展示館においては鳥獣の標本など、およそ半世紀、築47年経過し、施設の老朽化も著しいため早期の整備が望まれますが、認識について伺います。

保坂自然共生推進課長 鳥獣センターの長期的なあり方につきましての御質問ですので、自然共生推進課からお答えさせていただきます。

管理棟、それから1号展示館については昭和51年に整備をしたもの、それから2号の展示館については昭和55年に整備ということで、既に建設から40年以上が経過しているということは委員の御指摘のとおりでございます。小規模な修繕はこれまでも実施してきておりまして、昨年度はトイレの改修工事を行ったところです。鳥獣センターの老朽化対策については現在検討中ございまして、昨年度は現在地での地質調査、ボーリング調査を実施したところです。それから今年度は建設コンサルによる概況調査ということで、改修または建て替えの概算工事費の算出を実施予定でございます。

以上により、鳥獣センターの長期的なあり方について、現在検討中であるということをお答えさせていただきます。

藤本委員

ただいまの御答弁につきまして、関連の補足でお伺いいたします。

このセンターの方向性というのは、建て替えなのか新築なのか含めまして、年度内にある程度の方向性は出るのでしょうか。

保坂自然共生推進課長 今年度、建設コンサルによる概況調査ということで、改修とか建て替えの概算工事費を算出する予定でございます。その結果が今年度出るということなので、それを踏まえて、その後また検討していくことになります。

藤本委員

ぜひ、検討の加速をお願いします。

次に、保護される野生鳥獣について伺います。鳥獣センターで保護された野生鳥獣の原因について、主にどのようなものがあるのかお伺いいたします。

末木県有林課長 野生鳥獣の主な保護原因についてでございますが、窓ガラスや車との衝突が多いほか

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
に、猫など外敵に襲われてけがをしたケース、また雛が地上に落ちて負傷しているケースなどが挙げられます。

藤本委員 保護される野生鳥獣の原因は、おおむね理解できました。県民の皆さんからの善意の思いやりや誤認搬送の未然の防止に向けた取組も今後進めてもらいたいと思います。

そこで、センターにおいて専門的知見を有する獣医師の不在が5年以上経過する中、獣医師などの確保はどのように進められてきたのかお伺いたします。

末木県有林課長 指定管理者との協定によりまして、獣医師もしくは獣医学部卒等に相当する職員を配置することと定めてございます。現在、鳥獣センターの職員、事務員を除きまして4名おりますが、それぞれ獣医学部、アニマルサイエンス学科、畜産学部を卒業しているため、専門性については確保ができていているという状況でございます。

藤本委員 獣医師または獣医師に相当する職員の方が対応に当たられてきた中で、何か今まで対応に苦慮するような事例というのは指定管理期間の中であったのでしょうか。

末木県有林課長 獣医師に相当する職員が今おりますが、これまでの指定管理期間の中で、その場の扱いの中で対応に困ったという事例についてはあるという話は聞いてございません。ないということでございます。

藤本委員 分かりました。獣医師がいない中で、センターに搬送された傷病の野生動物の保護と治療体制の充実のため、これまでの経緯を含めてどのように取り組んできたのかお聞かせください。

末木県有林課長 また繰り返しになってしまうかもしれませんが、大学の専門学科を卒業した職員が必ず1名以上在籍をするようにしてございまして、急な傷病鳥獣の持ち込みや問合せ等について、適切に対応できる体制をとってございます。

藤本委員 今後さらに重い傷病を負った野生動物が発生、搬送されてくることも考えた上で、例えば、鳥獣センターと獣医師とを結んだ野生動物のオンライン診療の導入や重度の傷病鳥獣に限った動物病院での初期診療の実施など、県内の獣医師会や動物病院と連携を深める中で、獣医師への一部の業務の委託など柔軟な協力のあり方を検討していくことを望みます。

そこで、傷病に至った野生鳥獣の保護と回復後の放鳥獣のさらなる推進には、やはり獣医師の協力を得た治療体制の構築は不可欠だと考えますが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いたします。

末木県有林課長 治療体制の構築につきましては、協定の中で民間の医療機関との連携を指定管理者に求めているところでございます。現在、甲府市で獣医科を営業している獣医師と連携の体制を構築してございまして、本当に重症の場合はそちらのほうへ持ち込むことになるの

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
ですが、この体制を引き続き継続してまいりたいと思っております。

藤本委員 搬送されてくる傷病鳥獣のケアの業務の充実や野生動物に関わる教育をさらに推進していくため、職員が必要とする知識や技能の向上と研修機会の充実が求められると思いますが、これまでどのように研修に取り組んできたのかお伺いします。

末木県有林課長 鳥獣センターの職員に対しましては、まず採用時に環境省が実施しております鳥類保護の研修を受講させているほか、毎年度感染症に関する研修を実施しまして、知識の向上に努めております。

藤本委員 職員の方が採用時に受ける環境省に関する研修と感染症以外の研修はあるのでしょうか。

末木県有林課長 まず、環境省のもの以外の研修についてですが、まず一つは感染症、そして、直接業務を携わる中で実務を通じて行っているOJT的なものになります。

藤本委員 この実務に関する研修というのは、指定管理期間の中でどの程度実践されてきたのかお聞かせください。

末木県有林課長 OJTでございますので、その都度その都度ですので、回数については我々としても実際に統計をとっているわけではないので、数字的には分からないという状況です。

藤本委員 ぜひ、学びたいと思う職員に学ぶ機会を提供してもらいたいと思います。  
今後、職員の皆さんの学習の機会の充実に向けて、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

末木県有林課長 先ほどと重なるところもありますが、傷病鳥獣が持ち込まれた際の健康状況の確認方法、また鳥インフルエンザの疑いのある鳥類の取り扱いなどについて、OJTでの学習を随時行っておりまして、こういった現場の実務を通じて職員の専門性向上に努めているところがございます。

藤本委員 次に、センターを訪れたときに、鳥獣センターの職員の頑張りだけでは日々の業務や期待される役割が増える中で、活動を維持、展開することは容易ではないと感じました。鳥獣センターを支えていく応援団について、野生動物の救護には多くの方々の協力が必要だと考えますが、センターではどのくらいの方々が関わってくださっているのかお伺いいたします。

末木県有林課長 令和4年度で申し上げますと、社会人や学生のボランティア、また実習生として延べ165名を受け入れておりまして、傷病鳥獣への餌やりや檻の清掃など活動に御協力をいただいているという状況でございます。

藤本委員 多くの方が関わってくださっていることがよく分かりました。野生動物の復帰のために自発的に力を貸して支援くださる方々、いわゆる野生動物復帰支援ボランティアを野生動物復帰支援サポーターとして登録する、野生動物復帰支援サポーター人材バンクのような仕組みはこれまでであるのか、また、なければこのような仕組みを取り入れて構築することを望みますが、所見をお伺いいたします。

保坂自然共生推進課長 人材バンクの仕組みがあるのかという御質問ですけれども、既にございます。傷病鳥類等の保護に関して熱意のある県民であって、センターが実施する研修等に参加していただいた方を、傷病鳥類等保護ボランティアとして登録する制度を平成14年度から運用しているところです。登録人数は年度によって異なっておりますが、今年度は7名という状況になっております。

藤本委員 ぜひ、このサポーターの方たちがより協力してくれる体制の強化を望みます。  
次に、保護野生鳥獣における自然復帰の向上に向けた取組についてお聞きします。傷病状態にある野生鳥獣を発見した際の、県民の皆さんからの鳥獣センターへの問合せ件数及び相談内容はどのようになっていたのかお伺いいたします。

末木県有林課長 問合せにつきましてはほとんどが電話です。そのため問合せ件数の集計自体はとってございませぬので、正確な数値は分からないところでありませぬけれども、昨年度ですと、1日平均で約10件の問合せがあったということで、そこから推測になってしまひませぬが、年間だと約3,000件程度と思われませぬ。

その相談の内容としましては、5月から8月というのは繁殖期に当たることから、雛の保護や傷病鳥獣の問合せが多く、冬の期間は、庭に来る野鳥の種類は何かという野生鳥獣全般に関する内容が多い傾向にございます。

藤本委員 問合せの状況については分かりました。そんな中で保護される幼獣の中には、職員が自宅に持ち帰り、夜の間ミルクを与えたり世話をし、出勤するときと一緒に通勤するなど対応されていると伺っておりますが、その状況と特徴について具体的にお聞かせください。

末木県有林課長 生後、間もない幼獣が搬送された場合は、職員が自宅に持ち帰って世話をすることがございます。昨年度、令和4年度では年間で2件、期間で1か月から2か月程度対応しております。状況と特徴としましては、数時間、大体3、4時間おきに授乳また排泄の世話をを行うといった内容でございます。

藤本委員 件数にしますと2件ということで、状況については分かりました。職員が持ち帰って世話をし、その対価として1日当たり500円の手当が出されているのですけれども、職員の帰宅後の業務や精神的な御尽力も考えた場合、現在物価高や電気、ガスなどの高騰もありますので、ぜひ手当の増額などの配慮も願ひませぬ。

また、季節や気象の変化により、巣作りの時期などにセンターに持ち込まれる個体数が極端に増加する時期があります。そこで、センターで引き取る野生鳥獣を選択できるよう、傷病野生鳥獣保護基準の県民へのさらなる周知に努めてもらいたいと考えますが、認識をお伺いします。

保坂自然共生推進課長 傷病鳥獣の保護の業務に関する基本方針を県では定めております。これによりまして、保護の対象となる鳥獣の範囲などを定めているところです。5月から8月にかけて、センターには雛の救護の連絡が多く寄せられているところがございますので、巣立ち前の雛について親鳥が近くで見守っているからそのままにしておくようになど、県のホームページを通じて啓発しているところですが、県としてはこの時期に焦点を当てて啓発をより努めてまいりたいと思っております。

藤本委員 ぜひ県としましても、広報啓発により一層お力添えをお願いいたします。

次に、野生動物に関わる教育の推進についてお伺いします。センターでは、職場体験や見学などを通じた野生動物に関わる教育の推進を図る活動は、主要な活動に位置付けられています。以前、センターの職員さんが学校に出向き、総合的な学習の時間の中で子どもたちに環境教育を行ったということも伺ったことがあります。そこで、これまで野生動物に関わる教育は具体的にどのように行われてきたのかお聞かせください。

末木県有林課長 野生動物に関わる教育につきまして、年間を通じまして、中学、高校、大学の生徒等を対象に職場見学や体験の実習を実施しまして、鳥獣保護に関する学びの場を提供しております。

また、一般来館者の方々には、センター内の展示館におきまして、展示標本の説明や施設の案内を職員が適宜行いまして、野生鳥獣に関する知識の啓蒙を図っているところがございます。傷病鳥獣の世話等重なって職員が対応できないときには、施設に掲示してあります標本や足跡を使ったクイズ等を用意してございます。楽しみながら学べる工夫をしている状況でございます。

藤本委員 この野生動物に関わる教育をさらに充実していただきたいと思っております。センターの展示館には、ここでしか所蔵されていない天然記念物であるライチョウを初めとした貴重な鳥や野生動物、虫などの標本や剥製などが展示されていて、楽しむことができるこの展示施設に足を運ぶことで、より自然に近い環境で正しい知識を得ることができ、生物多様性の保全の意識の醸成に寄与しています。

そこで、今後、鳥獣センター内の展示コーナーを充実させて、学校や教育機関を対象とした野生動物に関わる教育活動がより推進されるよう、県はどのように支援されているのかお伺いいたします。

末木県有林課長 まず、学校に対する教育活動でございますが、学校に出向いての教育活動につきましては、人員を確保する中で保護鳥獣の世話などとのバランス、これも考慮しながら可能な範囲で取り組みを指定管理者等と協議してまいります。

また、鳥獣センター内の展示コーナーについてでございますが、現状、十分充実しているものと考えておまして、展示エリア、この敷地の面積の問題もでございますので、現在のところ具体的な計画はございません。

藤本委員 　ぜひ、既にあるものが資源としてありますので、それを有効に引き続き活用していただきたいと思います。

最後に、人獣共通感染症への対策についてお聞きします。部局審査で資料を請求し、いただいた資料によりますと、令和4年度センターで保護された獣類の84%と最多だったのがタヌキでした。このタヌキは疥癬という人にもうつる感染症の運び屋であるため、感染したタヌキに接触しないことが大切だとされています。野生動物はどのような病原体を持っているのか分からないことが多く、人にとって重い感染症の病原体を持っている可能性もあります。私たちの国では比較的少ないですが、世界ではこれまで知られていなかったたくさんの新しい感染症が今も次々と見つかっていて、その多くが動物由来の感染症であることも報告されています。

そこで、野生鳥獣に由来する人獣共通感染症へ備える方策として、例えば野生動物にはどのような感染症リスクがあるのかなど、野生動物由来のさまざまな感染症に関する科学的な知見の収集を進めるべきと考えますが、鳥獣センターにおいて職員への人獣共通感染症への理解促進や感染防止対策は、これまでどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

末木県有林課長 　鳥獣センターの職員への理解の促進についてでございますが、毎年度、鳥インフルエンザなど感染症に関する職場研修を実施して対応しております。

また、感染防止対策としましては、センターの出入り口の足元に消毒液のバットを置きまして、消毒対策を徹底している状況でございます。

藤本委員 　鳥インフルエンザ等の講習で、補足質問をいたします。鳥インフルエンザ以外の考えられる感染症への講習等は、職員に対して行われているのかお伺いいたします。

末木県有林課長 　感染症はさまざまあると思いますが、基本的には鳥インフルエンザに対する研修が一番メインになっている研修内容でございます。

藤本委員 　今後は感染症鳥インフルエンザ以外にも、より充実した感染症対策の防止も考えてもらいたいと思います。

次に、野生鳥獣の感染症に対する知識や準備が十分ではない状態で、傷病鳥獣の捕獲や運搬を行っている県民の皆さんも決して少なくないと考えます。病原体の感染や広がりなどのリスクにつながることはないように、これまで鳥獣センターでは野生鳥獣に関する問合せをいただいた方に対して、人獣共通感染症を理解してもらうため、どのような対応をされてきたのかお伺いいたします。

末木県有林課長 　傷病鳥獣を搬入したいなどの問合せのあった県民の方に対しましては感染症に注意

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
するように、例えば、直接手を触れずにゴム手袋をはめてという案内をしているところ  
でございます。

藤本委員 それ以外の県民への周知は何かありますでしょうか。

末木県有林課長 これは電話でのやり取りですので記録をとってはいないのですが、ゴム手袋とか、手  
洗い、手指の消毒などがございます。

藤本委員 分かりました。動物由来の感染症の全てが身近な場所に存在することはないと報告さ  
れていますが、傷病鳥獣の保護を通じて病原体が拡散される可能性も否定できないため、  
鳥獣センターを軸に施設や設備の改善、さらに防疫や検疫の体制の整備が望まれます。  
そこで、鳥獣センターの職員や県民に対して人獣共通感染症への備えをさらに進め、  
適切に対応していけるよう、どのように今後取り組んでいくのかお聞かせください。

保坂自然共生推進課長 まず、鳥獣センターの職員につきましては、引き続き研修を行うなど注意を促  
してまいります。

それから、県民に対してですが、鳥獣センターに鳥獣を搬入する方や、鳥獣センター  
にお問合せがあった方に対しては、県のホームページでも注意するように啓発をしてい  
るので、引き続き注意を促してまいりたいと思っております。

※（公財）山梨県農業振興公社、（公財）山梨県馬事振興センター【農政部】、山梨県立フラワーセン  
ター【農政部】

質疑

（（公財）山梨県農業振興公社について）

中村委員 県の奨励品種等種苗の増殖、供給に関する事業と、農業振興公社の業務分掌表の農地  
集積課で実施している、県のオリジナル品種等の苗木育成管理業務に関することですが  
ども、現在、ブドウの苗木育成をメインに業務を進めているが、桃の苗木に関しては事  
業の展開をされているのか、お聞かせください。

齊藤果樹・6次産業振興課長 桃の苗木につきましては、県で育成しましたオリジナル品種等につつま  
して、現在、新品種の夢桃香の苗木を供給してございます。そちらにつきましては、民  
間の苗木業者による生産体制が十分整って供給されていることから、農業振興公社のほ  
うでは生産をしてございません。

一方、ブドウにつきましては、苗木生産を受託していただける業者がないことから、  
早期産地化を図っている醸造用の甲州種と甲斐ベリー7につつまして、苗木を農業振興  
公社に委託して生産をいただいているものでございます。

中村委員 桃に関しては民間で進めているということで、今後、新しい品種も開発していくと思

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
うのですが、民間で新しいものを開発した場合、調査はされるのでしょうか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 民間の育成品種につきましても、県の今後の果樹生産に対して非常に有効で、ブランド力が高いものについては、県オリジナル品種ブランド化推進会議を通じて栽培指針を出すなど、生産振興を図っております。

ただ、苗木の生産につきましても、基本的には民間の苗木業者にお願いをしていますので、特段、公社のほうで積極的に進めていくという考えはございません。

中村委員 苗木業者も非常に経営が厳しいという状況を聞いていますので、今後もぜひ支援のほうをよろしく願いいたします。

名取委員 農業公社が所管する事業のうち、農地中間管理機構の業務があります。その一部を市町村や県内4JAに委託をしているわけですが、その際、農地の貸付・借受についての申請書類が難しいとの指摘が現場からはあります。申請の簡素化を図り、よりスムーズに業務が進むように改善が必要と考えますが、見解を伺います。

原田担い手・農地対策課長 申請書類につきましては、それまで別々であった様式を一つにまとめるなど、これまでも簡素化に努めてまいりました。提出いただく書類については、契約書に該当する計画書のほか、本人の意思確認として必要な印鑑証明書、土地の権利関係を確認するための土地登記簿等であり、契約上で必要最小限としております。今後とも、業務委託先である市町村やJAに対し、申請書類の書き方等の説明を丁寧に行い、スムーズに手続が進められるよう取り組んでまいります。

名取委員 大事な事業でありますので、現場の声を常につかんでいただきながら改善を図っていただきたいと思えます。

次の質問です。農地中間管理機構による農地の賃借に関わりまして、借り主が契約途中で農業ができなくなった場合、急な病気、事故などの場合だと思えますが、その際、委託を受けている市町村やJAが一旦管理を求められることがあるそうです。ただ、この契約上は、公社が農地を借り受けていることから、公社の責任で、そういった場合においても農地の管理をすることが必要と考えますが、これについての見解を伺います。

原田担い手・農地対策課長 農地中間管理機構では、利用者の利便性の向上のため、契約手続に係る業務について、市町村やJAに業務の一部を委託しております。また、保有した農地の管理作業については、必要に応じて地域に精通したJAや市町村公社、地元農業グループに委託しております。

農地の借り主が契約途中で農業ができなくなった場合、機構が業務委託先である市町村の協力により、新たにその農地を借りていただける方に貸し付けを行っております。万が一、新たな耕作者がすぐに見つからないなど、一時的に機構が中間保有するようになった場合には、その農地の管理作業をJAや市町村公社、地元農業グループと委託契約を行い、機構の責任で管理をしております。

名取委員 今の確認ですけれども、最後の部分で、管理について市町村やJAに委託をしているということですが、これは新たに借り主がいなくなった農地について、その管理の必要性が生じた場合に、その際新たに市町村やJAと委託を結ぶという理解でいいでしょうか。

原田担い手・農地対策課長 そのとおりでございます。そういったことが生じた場合に、新たに委託契約を結ぶということでございます。

名取委員 当然だと思うのですが、やはり管理作業そのものがJAなどからすると、非常に業務的に大変だというお話も伺っております。ですから、本来ならば、公社がもっと責任を持って管理してほしいという声も伺っております。そういった場合に、公社のほうでは浮いてしまった農地を一時的にでも管理するような体制、それに携わる職員などの体制は十分なのでしょうか。

原田担い手・農地対策課長 公社における体制につきましては、限られた人数で県内全ての地区の契約業務等を行わなければなりませんので、非常に厳しい状態でございます。従いまして、各地域に精通しているJAや市町村の公社等の職員の方をお願いをして、委託契約を進めさせていただいています。

管理するに当たっても、地元で速やかに円滑に入れるような形をとるためには、やはりそういった形で委託をさせていただいて管理していただくことがスムーズに物事が進むということで、そういう体制をとっております。

名取委員 それが現状なのですが、現場からは不満といいますか、もっと公社はしっかりやってほしいという声があるのも事実ですので、やはりこの問題についての体制を公社としても整えるなど、今後の対応をしっかり進めてほしいと思いますが、その件について最後、見解を伺います。

原田担い手・農地対策課長 御意見を賜りましたので、管理作業については検討させていただきます。しかしながら、今のところ公社では最小限の人数で運営を行っておりますので、体制につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

( (公財) 山梨県馬事振興センター )

古屋委員 第1点は、収入状況でございます。事業収益のうち、使用料収入について、使用料と預託馬収入等があるのですが、前年度比で大幅に減収していますが、その原因は何か。また、使用料の内容について、お伺いします。

片山畜産課長 事業収益の使用料において、令和3年度には東京オリンピックの近代5種競技の合宿が行われたことから大幅に増加しております。令和4年度につきましては、その分が減少したことによって約800万円の減少となっております。

また、使用料の内容といたしましては、各種競技大会や強化合宿の施設利用のほか、馬房を利用した場合の敷料や馬ふん処理費等が入っております。

古屋委員 2つ目は、現地調査で丁寧な説明等をしていただいて、一定の過去の関係につきましても解明を図らせていただいたところでございます。特に使用料減免を行った実例を聞きましたが、現在、使用料に対する減免について、どのような決まりで行われているのか、もう一度確認をしておきたいと思っておりますので、見解を伺います。

片山畜産課長 減免につきましては、当センターの会計処理規定の決裁区分に基づきまして、事務局長の裁量で双方が協議する中で減免額を決定し、決裁処理を行っております。なお、減免にあたりましては、県内の乗馬の振興に寄与する大会であることや、地域経済の活性化に寄与するイベントであるか等を審査して行っております。

古屋委員 再確認をしたいのですが、会計処理規定というのは、新たにこの4年間の中で作ったという認識でよろしいですか。

片山畜産課長 会計処理規定は以前からあるものを使っております。

古屋委員 現地調査で聞いた中では4年間の中で大幅な減免をしたという話も聞いているのですが、それに基づいてやっているということを再確認させていただきます。

片山畜産課長 減免につきましては、本年度につきましても見直し等を行っております。今後、必要に応じて見直しはしていきたいと考えております。

古屋委員 答弁は要りませんが、年度ごとに必要に応じてやるという認識に立たさせていただきますか。

次に、強化指定馬の事業で1頭に係る予算と、頭数を含めて現状はどのような事業が展開されているのかお伺いします。

片山畜産課長 強化指定馬事業につきましては、県観光文化・スポーツ部との県有馬術競技用馬及び県強化指定馬の管理委託に関する契約に基づきまして、民間の競技馬を強化指定馬に指定し、調教と飼育管理を行っております。強化指定馬に係る費用につきましては、1頭当たり約176万円となっております。

古屋委員 もう一つ、県有馬が今17歳ということで、大分年も重ねているようでありますけど、その活用方法と飼育管理については、今現状どのようにしておりますか。

片山畜産課長 17歳の県有馬につきましては、国体等全国レベルの大会での競技用馬として現在も活用しております。本年度につきましても、これまで3大会に出場いたしまして、6月に開催された第27回甲信馬術大会では2位になるなど、上位の成績を収めております。

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
飼育管理につきましては、調教員1名と職員1名が、餌や水などの日常の管理に加えまして、競技馬としての調教を行っております

古屋委員 先ほど言いましたが、強化馬を含めた県有馬の管理であります、合計をすると何頭を調教師は管理しているのかお伺いします。

片山畜産課長 管理しているのは県有馬が1頭と、馬事振興センターの所有馬が3頭おりまして、4頭を管理しております。

古屋委員 関連ですけど、この調教師は住み込みで県の職員ということでよろしいでしょうか。また、いわゆる宿舎の関係についてはどのような形になっているのかもお聞きします。

片山畜産課長 調教する職員については、馬事振興センターの職員でございます。県の職員ではございません。常時宿直をする職員ということで雇用しておりますので、住み込みでやっております。住んでいるのは馬事振興センターの中ですけれども、その使用料もたしか徴収していると思いますが、金額のほうは済みません。

古屋委員 はっきりしない部分があるので、もう一回確認したいと思いますが、調教師については馬事振興センターの職員ということで、いわゆる給与は年間どのくらい支払っているのかお聞きしたいと思います。

片山畜産課長 馬事振興センターの職員です。人件費につきましては600万円ほど支払っております。

古屋委員 承知しました。多額の金額を払って、小淵沢のいい施設をしっかりと運営していくためには、経営がしっかりしていかなければならないと思います。今後、競技場を有効活用するために基本的にどのような考え方をやっていくのか、最後にお聞きします。

渡邊農政部技監 まず今、古屋委員のお話にありましたように、本県の魅力をしっかりと出せる競技場といたしまして、まずは大規模大会をしっかりと誘致をする。健全経営を目指していくためにはそういったことが必要ですので、しっかりした馬術競技場にしていきたいと思っております。

加えまして、委員の方々にも現地で見させていただきましたように、夏は冷涼な気候ということと、あとは交通の便も利便性も非常によい。また、私たちのところには4面ある馬場と、ほかの競技場にあまりないクロスカントリーコースもありますので、その辺の魅力をしっかりとPRをすることによりまして、年間を通じた大会を誘致すること、また、県馬連や地元の北杜市ともしっかりと連携を図っていきたいと考えております。

古屋委員 ぜひ、引き続き御努力をお願いし終わりたいと思います。

(山梨県立フラワーセンター)

石原委員        まず、1点目としてコロナ禍で集客が伸び悩んだこと、バスの団体客の回復に時間を要していることは十分承知しております。令和元年度から令和4年度の前回契約の4年間、毎年度指定管理業務に関わる収支は赤字が続いておりますが、改めて原因をお伺いします。

手塚食糧花き水産課長    令和2年度から令和3年度は、コロナ禍により利用者が大幅に減少いたしました。これに伴い、飲食や花きなどの売り上げ収入、こちらも大幅に減少しております。令和4年度は利用客が回復してきたものの、コロナ禍において職員で行っていた植栽業務を委託に戻すなど経費が増加したこと、また1人当たりの消費金額が高い団体客の入園が回復しなかったことがございまして、支出に対し売上収入が上回らない赤字が続いている状況でございます。

石原委員        続きまして、運營業務について御質問いたします。利用者の満足度向上のために、どのようなターゲットの設定及びイベント等を開催するのかお伺いいたします。

手塚食糧花き水産課長    6月はバラが好きな利用者、またバスツアーが多いという月でございます。そういった月はレストランのメニューにバラに関連したものを取り入れたり、あるいはバラの雑貨といったアイテムを集めて販売しております。また、現在、夏休み期間中でございますので、家族連れが多くなる時期でございますので、子供が体験できる花のジェルキャンドル作りやアルプホルンを吹く体験など、季節に合ったイベントを開催しております。

                 イベントの実施状況と利用者の満足度をしっかり把握して分析することで、利用者のニーズを把握しております。これを踏まえ、年間を通じ幅広い世代に、花の魅力を伝えたいと思っております、利用者の満足度向上を図ってまいりたいと考えています。

石原委員        私の近所でも県外から引っ越してくる家庭、家族が多く、フラワーセンターがいいよということをお話しております。引き続きよろしく願いいたします。

                 続きまして、SNSを活用した広報を行っているとのことですが、フィルムコミッションの活用などは検討しているかお伺いいたします。

手塚食糧花き水産課長    同センターでは、これまでCMとか映画撮影で活用をされている事案がございました。今後もフィルムコミッションを含め、効果的な広報活動に努めてまいりたいと考えております。

石原委員        続きまして、意見として、指定管理者は委託料を節減するための努力も大変行っておるとは思います。また、利用者数増加に向けた自主事業のイベントを積極的に行うとしていることから、県指定管理者とともにウィンウィンの関係となるよう、県は指定管理者に任せず、連携・協力して利用者の満足度を向上させていただき、利用者増加につながるよう取り組んでもらいたいと思います。

手塚食糧花き水産課長 県では、指定管理者と年3回意見交換会を開催してございます。その中で、効果的で適切な施設管理がどういうものかということをしつかり情報を共有して、そして改善に向けた協議を行っております。連携を密にとっているところでございます。引き続き、満足度を高め、そしてコロナ禍前の入場者水準になるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

石原委員 もう一つ、全体への意見になるかもしれませんが、これまで指定管理業務の収支に関する発言が何度かありましたが、指定管理施設の安定的な運営を確保することが必要だと考えております。本県の指定管理期間について、本委員会からの意見を契機に、平成28年度から4年を基本とする現在の扱いに至っていると承知しております。

近年、少子高齢化等に伴う労働力人口の減少により、各業界において人材の確保や育成が顕著な課題の一つとなっておることも承知しております。指定管理施設においては、期間を限定していることから、より一層人材の確保等が困難であり深刻な課題といえると思います。こうした中、指定管理施設の安定的な運営を確保するため、メリット・デメリットを含め、指定管理期間のあり方について調査・研究を行うことを求めますが、いかがでしょうか。

望月委員長 ただいまの石原委員の発言は、指定管理施設・出資法人に関わる全体共通事項に関するものでありますので、答弁は、行政経営管理課長でよろしいですか。

岩間行政経営管理課長 ただいま、指定管理期間に関する御意見をいただきました。改めまして、現場の声や県議会の御意見などをいただきながら、指定管理期間のあり方については、今後検討してまいりたいと考えております。

福井委員 今、フラワーセンターでは、ひまわりの花が咲き誇っております。それも花の時期が長い品種を選びながら、利用者の皆さんに満足をしていただけるよう、喜んでいただけるよう、そして、先ほどの石原委員の答弁にもありましたように、さまざまなニーズを把握されながら、本当に利便性の向上を目指しているということが分かりました。

しかしながら、来場者へのこのアンケート調査によると、満足度は9割以上となっておりますが、満足の56%、どちらかといえば満足というのが35.2%となっております。今回対象の指定管理施設の中で、満足の割合というのが最も低く、どちらかといえば満足の割合が最も高い施設となっております。この状況について、どのように捉えているのかお尋ねします。

手塚食糧花き水産課長 フラワーセンターですが、季節により開花状況が大きく異なります。例えば、6月のバラという話をしました。一方、冬場、1月は花の少ない時期ということもあって、施設の印象が大きく変わる施設でございます。また、利用者が楽しむことのできる花の鑑賞ですが、実は野外の展示が多いということで、雨の日につきましては、野外で楽しむことが困難といった背景がございました。

その中で、どちらかといえば満足の回答が高いと捉えています。これまでも、季節や天候に左右されず、多くの利用者に満足をいただけるように、開花状況に合わせて入園料を安くする入園料の変動性を導入したり、また冬の夜間、これはイルミネーションで楽しんでいただくという工夫もしてございます。花の少ない時期でも楽しんでいただけるように取り組んでいるところです。引き続き、天候に左右されないイベント、また物販、飲食メニューの充実を図って、来場者に楽しんでいただけるように工夫を重ね、利用者の満足度向上に努めてまいりたいと考えてございます。

福井委員

これまでも、それぞれ季節ごとに工夫したイベントも開催をされ、SNS等を使いながらPRもされていると承知していますので、さらに魅力的な施設となるよう、ニーズを的確に把握をされながら、努力いただきたいなと思います。

次に、収支状況についてでありますけれども、毎年赤字が続いており、入園者の回復が進まないと県民が花と触れ合う機会が減少してしまうものと懸念しております。この施設は、県内花き産業の振興を担っており、なお一層魅力ある施設となつていただきたいと思いますが、この赤字を打開するための対応策について伺います。

手塚食糧花き水産課長

ハイジの村では、これまで売上向上のため、一人当たりの単価が高い団体客の誘致に力を入れ、入園、食事、そしてイチゴ狩り、また本社の桔梗屋さんでの詰め放題をセットにしたプランを展開してございます。

コロナ禍には、1人当たりの消費金額が高い団体客が減りまして、大幅に収入が減少いたしました。現在は団体客が回復をしております、雨天時でも楽しんでいただける、かつ、単価を稼ぐために重要な食事つきプランを旅行会社に積極的に売り込んで、集客を高めていくことをしているところです。

また、県としましても、ホームページでのイベント情報の掲載に努め、集客力のある花の情報を集めて、人件費の削減につながる管理方法の省力化も提供しまして、黒字化に向けてさらに支援をしていくところでございます。

福井委員

北杜市には魅力あるところがいっぱいありますので、ぜひ他の施設や場所とも連携をしながら、途中でフラワーセンターに立ち寄ってもらえるような工夫もこれからも必要だと思っておりますので、ぜひ御検討ください。よろしく申し上げます。

手塚食糧花き水産課長

北杜市の魅力というのは、いろんな施設、そしてまた豊かな景観もございます。そういったところをしっかりとお客さんにアピールできるように、フラワーセンターを含め連携もしっかりとりながら、さらに魅力を高めていく努力をしていきたいと思っております。

久嶋委員

フラワーセンターの設置目的に、県民に花と触れ合う機会と自然に親しむ場を提供する云々と書いてあります。そのとおりに、この施設は特に自主性、能動的な行動が求められる施設だと思っております。コロナ禍、大変危機的な状況乗り越えて、また入場者数が増加しているということに感謝します。

そんな中で、特に評価したいのは、自主的にイベントを実施して利用者の満足度を上

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
げている。ここは大変すばらしいことだと思っておりますが、利用者からの意見の中に、  
ウサギ小屋の劣化について書かれていたと思っておりますが、その後の状況はどうなっている  
のか伺います。

手塚食糧花き水産課長 ウサギ小屋ですが、園内に2棟ございます。1日に4回、しっかり清掃をして  
いるということが1つ、そしてやはり当然小屋ですので、傷んだりすることもあります。  
老朽化した場所は、速やかに改修しております。動物愛護上も、適切な環境で飼育を行  
っているところです。

久嶋委員 では、利用者の意見を反映して、鋭意努力しているということによろしいですね。  
ありがとうございます。なかなか生き物を飼っているので、日々大変かと思われませんが、  
ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

県を代表する施設ですので、清掃管理には特段の気配りをしてもらいたいと思ってお  
ります。県では、どのような取組、またはこれから指導を行っていくのか伺います。

手塚食糧花き水産課長 山梨県立フラワーセンター管理・運営業務の内容及び基準を定めております。  
その中では、園内清掃業務について、センター利用者が快適に施設を利用し、また建築  
物の性能や機能を維持するため、特にはトイレ、施設、園内外の通路など、日常清掃・  
定期清掃を行うことと定めております。

県では、施設の清掃及び管理・点検の実施状況など、毎月、報告をいただいております。  
内容確認をするとともに、定期的な立ち入り調査も実施しております。必要に応  
じて改善点を指導しているところでございます。

久嶋委員 ありがとうございます。子供たちも訪れ、また触れ合う機会も多々あるかと思いま  
すので、これからも引き続きよろしく願いいたします。

※（公財）やまなし産業支援機構、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨【産業労働部】、山梨県立  
図書館【教育委員会】

質疑

（（公財）やまなし産業支援機構について）

名取委員 まず1点目といたしまして、先日、現地にも赴きまして、説明を受ける機会もいただ  
きました。その際、支援機構から示された事業内容等を記したパンフレットを拝見させ  
ていただきました。さまざまな支援事業に携わるコーディネーターやアドバイザーなど、  
専門家の方々をお願いして支援に当たっているという内容でしたけれども、こうしたパ  
ンフレットでも示されておりましたコーディネーター、プロジェクトマネージャー、ア  
ドバイザー、サブマネージャー、エリアコーディネーターなど、それぞれの報酬額や基  
準等はどうなっているでしょうか。また、それらが適正な金額や内容に基づいて支払わ  
れているかどうか伺います。

林産業政策課長 国から受託する事業のコーディネーター等の報酬額は、国から示される単価を基に日額や時間単価を支援機構において設定してございます。

具体的には、よろず支援拠点事業におけるチーフコーディネーターの報酬額は、国が示します税込みで日額5万5,000円を時間単価で割り戻しまして、7,096円としているほか、コーディネーターにつきましても同様に日額2万7,500円を時間単価に割り戻して3,549円といたしております。ほかの事業につきましても、国から示される単価を参考にいたしまして、相談業務の専門性や難易度、地域の実情などを考慮いたしまして、支援機構において単価を設定してございます。

具体的には、県の委託事業である中小企業経営革新サポート事業における総括マネージャー、プロジェクトマネージャーの報酬額は、県が1回当たり2万2,000円と示し、同額としているところでございます。報酬は、国や県などが示します報酬と同水準程度の適正な金額でございまして、コーディネーターなどの活動実績を踏まえまして支払われていると理解しております。

名取委員 関連してお伺いいたしますが、国の基準などを基にして、日額を時給換算にしているという話でしたが、事業によって異なるかと思うのですが、日額また時給換算ということで分けているわけですが、これはどういう内容で時給や日額ということで分けて支給しているのでしょうか。

林産業政策課長 実際の相談の実態に応じて、例えばスポットで来る相談につきましても、時間単価を使ったり、恒常的にそこに相談員にいていただいている場合には、日額という形の単価を設定していると承知しております。

名取委員 続けて関連して伺いますが、こうした専門職の方々には全て県内の方でしょうか、県外から来られるということであれば、そういった交通費等の要件が出てくるかと思うのですが、その内容を教えてください。

林産業政策課長 県外の方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方には旅費なども支給して対応しているところでございます。

名取委員 昨年度に機構の事業を活用した実企業数を追加の資料でいただきました。それを見ますと、最も多い総合相談事業で1,614社となっています。県内の中小企業数は約3万社と言われておりますから、その割合で見ますと5%ほどと言えるかと思っております。不特定多数のものの利益の増進に寄与するというのが公益法人の目的だと思うわけですが、それに照らしてみますと5%ほどという数字がどうなのかということが問われてくるかと思っております。事業の周知方法や事業の現状に即しているかなど、今後の状況を見ていかなければいけないわけですが、県としてはどう分析をしているか教えてください。

林産業政策課長 県内にはやまなし産業支援機構以外にも、商工会議所、中小企業団体中央会、それか

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
ら金融機関など中小企業の支援機関がございまして、寄せられた相談に対応している状況でございます。また、機構では他の支援機関から中小企業の相談を引き受けることもございまして、幅広に対応しているところでございます。

周知でございますけれども、本機構のホームページにおいて広く事業を紹介していることに加えまして、相談履歴のある企業にはメールマガジンでプッシュ型の配信を実施しているところでございます。さらには各支援機関、業界団体を介しまして情報発信も行っているところでございます。こうした取組の成果として、総合相談の件数は事業が開始された平成23年度から増加を続けてございまして、必要な事業の周知や支援が適切に実施されているものと考えてございます。

名取委員 関連して質問しますが、今適切に行われているのではないかという最後の答弁がありました。県は、これについて中小企業小規模企業振興計画を持っていると思います。それを見ますと、総合計画で掲げた目標値に、中小企業への支援のいろいろな目標値があるわけですが、非常に限られたものになっていますので、どれくらい事業が効果を生んでいるのか、県としては一定の目標を定めて、それとの比較で機構の事業が適切かどうかという判断が必要かと思えます。県としてはそういった目標値を持っているのでしょうか。

林産業政策課長 委託などの際、仕様書等を設けておるのですけれども、その仕様書等の中で、この程度のサービス、例えば相談件数何件とかをいうものを設けておりまして、それを適切にやっていただけるようお願いをしているところでございます。

名取委員 そうしますと、仕様書に照らして、今までの実績値というのは、おおむね目標を達していると県は判断されているのでしょうか。そういった検証は行っているということでしょうか。

林産業政策課長 おっしゃるとおりでございます。

名取委員 実績値ということで、その基になる仕様書の数値との比較で適切に判断しているという答弁でしたけれども、今回資料を請求するに当たって、実企業数などについてはすぐに提示できない、何日か要するという調査していただきました。また、私としては中小企業数や小規模企業ということで、分類も分けて統計も示していただきたいと求めたのですが、それらについては集計できないという御返事もいただいております。

そういうことでは、先ほど仕様書との比較で適切という答弁でしたが、そもそもの基本となる数値を、県としても、また機構としてもお持ちでないというふうに捉えてしまうのですが、それについてはいかがでしょうか。

林産業政策課長 委員の御指摘を踏まえまして、今後どのような対応ができるか検討して、しかるべき対応をしていきたいと思えます。

(山梨県立産業展示交流館 アイメッセ山梨について)

伊藤委員

山梨県立産業展示交流館、アイメッセ山梨ですが、私もイベント等では何度も利用させてもらっていますし、先日も現地視察をさせていただきまして、とても素晴らしい施設だということは承知しております。何点かお伺いさせていただきます。

まず、展示ホールでの展示会、イベントの利用促進に向けて、どのような営業活動を行い、その実績はどうなっているか、改めてお伺いします。

林産業政策課長 指定管理業務の内容及びその基準を定めました管理運営業務仕様書でございますけれども、こちらの中で指定管理者は、展示場等の利用率を高めるため、新規顧客の開拓等、施設の利用が見込まれる団体等への営業活動を積極的に行い、施設のPR及び利用促進に努めることとされてございます。

主に指定管理者といたしまして、やまなし産業機構が取り組んでいるところでございます。具体的には、アイメッセ山梨は景気動向のほか、その時々イベントの開催の有無などによりまして、利用状況が左右されることから、まず県内の企業、業界団体、市町村はもとより、県外のイベント会社を訪問するなど、記念式典などの情報を収集してございます。収集した情報に基づきまして、引き続き本施設の利用を促すほか、新規のイベントについては、本施設のPRや利用の提案などを行うなど、営業活動を行ってございます。

また、土日祝日中心の施設利用から、東京に隣接する立地を生かしまして、平日にも利用可能性がある映画でございますとか、音楽関係の撮影等の取り込みにも力を入れて営業活動を進めているところでございます。

こうした営業の結果、昨年度につきましては、一昨年度に比べまして利用件数は18件、20%ほど伸びているところでございまして、利用者アンケートにおいても9割以上の方から満足との回答をいただいております。県といたしましても、引き続きアイメッセ山梨の施設利用の周知に努めるほか、受託者と一体となって利用促進を図ってまいります。

伊藤委員

さまざまな取組をしていただきまして、御努力を確認できました。

続きまして、施設の老朽化なのですけれども、これは避けることができないことではありますが、利用者の満足度を向上させ、利用件数の増加につなげるために、施設・設備の修繕や更新が必要と考えますが、その辺りをお伺いします。

林産業政策課長 施設の利用者満足度の向上、それから利用件数の増加につなげるためには、施設・設備の老朽化にしっかり対応していくことも重要な観点でございます。県では、公共施設等総合管理計画と個別施設の長寿命化の計画に基づきまして、必要な修繕・更新を計画的に行いまして、2075年まで、おおむね80年程度となりますけれども、アイメッセ山梨を使用する方針といたしております。

また、緊急性が高く必要な修繕は、協定書に基づきまして指定管理者が対応するなど、施設利用者に配慮した迅速な対応をとっているところでございます。こうした対応のほか、昨年度、国の交付金を活用いたしまして、新たに来場者が利用できるWi-Fi設備

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録の導入でございますとか、イベント時の商談スペースとして活用できる交流サロンの改修を実施したところでございます。

伊藤委員 引き続きよろしく願いいたします。

最後の質問になりますが、現地視察したときも、指定管理者の方のかなりの努力を感じたのですが、指定管理者の自主事業のワンストップサービスについて、県はどのように支援や連携をしているのかお伺いします。

林産業政策課長 自主事業につきましては、管理運營業務仕様書において、指定管理者が指定管理運營業務の実施を妨げない範囲において、施設利用者の利便性の向上に資することを目的として、指定管理の対象となる施設及び敷地内で自らの責任と費用により実施することとされております。やまなし産業支援機構が、アイメッセ山梨において実施しているところでございます。

施設利用者の宿泊・飲食・会場設営などの手続を一括で代行するワンストップサービスは、指定管理者の自主事業として本施設の強みであると理解しており、県では施設の利用促進につながるワンストップサービスを県のホームページでPRするなど、指定管理者と連携しながら周知に努めているところでございます。

伊藤委員

最後に、これは意見になるのですが、どうしてもアイメッセの立地の場所から連想してしまうのですが、リニア中央新幹線の山梨県駅が設置されることを見据えて、次の取組の検討を期待しております。リニア整備方針において、リニア駅周辺を広域交流拠点と位置づけ、観光交流ネットワークの形成を図っていくこととしております。人流や人材の交流スペースによるイノベーションを生み出し、結果として産業の振興につながるよう、産業展示交流館アイメッセ山梨の機能を十分に発揮していただきたいと思っております。

また、ターゲットとする来場者、あるいは出展事業者の地域が拡大されることから、新規利用者の確保に取り組んでいただきたいと考えております。ぜひともよろしくお願い申し上げます。意見でございます。

(山梨県県立図書館について)

中村委員

県立図書館についてですけれども、会議室、レストランもあり、バリアフリーにもなっており、非常に使いやすい、交流しやすい場だと認識しております。

資料の4ページに出ている指定管理施設の管理業務経理状況の説明書についてですけれども、まず、令和3年度の支出の部の施設PR費が過去実績と比較して約2倍支出している状況でしたが、具体的な内容について御教示いただければと思います。

平賀生涯学習課長 令和3年度は、コロナ禍において来館しなくても施設の雰囲気を感じられるよう、施設の案内動画を作成したこと、またホームページをより見やすくするためにスマートフォン用の画面に対応するための改修を行ったことから、令和2年度と比べ約2倍の支出となりました。

中村委員 令和4年度のホームページの管理費についてですが、利用者が使いやすいホームページの作成に努めるという観点から、県から所見が出されておりましたが、逆に50%減となった。その辺の理由についてお聞かせください。

平賀生涯学習課長 ホームページに掲載しているイベント情報や駐車場の利用状況を更新する経費につきましては、令和3年度まではホームページ管理費に計上しておりました。しかし、こうした利用者の利便性向上のための取組に要する経費は、施設のPRに関連する経費と捉え、令和4年度から施設PR費に計上することといたしました。

そのため、令和4年度のホームページ管理費は、令和3年度と比べ50%減となっております。科目を変更したホームページの令和4年度の更新に要する経費48万円を、これまでと同様にホームページ管理費として計算すると、87万6,000円となり、令和3年度の79万7,000円と比べ約8万円の増加となっております。

中村委員 ありがとうございます。それでは次に移りますけれども、館内で営業されている喫茶店についてなのですが、利用人数について教えてください。

平賀生涯学習課長 県立図書館内のカフェは図書館の利用者だけではなく、カフェを目的に訪れる人もあります。令和4年度は年間延べ1万1,778人の方に利用していただきました。

中村委員 利用者サービスの観点から見て、こういった喫茶スペースというのは非常に必要な部分でもありますし、特に甲府の山梨の中心の施設でもありますので、うまく工夫してさらに盛り上げていただけるように、今後もぜひ進めていただければと思います。

#### ※（公財）長田ふるさと財団【県民生活部】、山梨県立美術館【観光文化・スポーツ部】、山梨県曾根丘陵公園【県土整備部】関係

質疑

（（公財）長田ふるさと財団について）

古屋委員 既に概要説明をいただいているわけでありますけれども、改めて、当財団の設立経過及び寄附金活用の条件や県が出資している金額について、お伺いします。

金子県民生活総務課長 当財団につきましては、昭和62年12月、東京相和銀行関連7社から、県に対しまして財団法人の設立原資として2億9,800万円の寄附がございました。これを受けまして、県は、昭和63年1月、県費200万円を加え、合計3億円とした上で出資をいたしまして、財団法人が設立されたものでございます。

その後、財団に対しまして、看護師等の表彰事業の原資などとして追加の寄附があり、遊休財産300万円を合わせ、現在、基本財産は5億300万円となっております。

財団は、平成23年3月に公益財団法人に移行する際、寄附の目的に基づき、基本財

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
産の運用益を基に、助成事業と看護師等の表彰事業の2つの公益事業を行うものとして  
認定をされております。

これによりまして、福祉・教育・文化・国際交流の促進のための助成事業と、県民の  
看護師さん表彰事業を実施することとしております。

古屋委員            いわゆる2事業を主体的に行っているというお話でございますが、当法人が目的を達  
成するために、令和4年度はどのような事業をしてきたのか。これは、国際交流に関す  
る助成も含めてでございます。そして、その成果はどうであったのか、お伺いします。

金子県民生活総務課長    令和4年度は、助成事業と県民の看護師さん表彰事業を行ったところでござい  
ます。助成事業につきましては、生涯学習及び地域文化の振興に関しまして、夏休み中  
の小学生とその保護者に対し生涯学習講座を、地域づくり推進に関しまして、水源林植  
樹や水源林クリーン作戦を、看護の促進に関して、医療通訳者養成講座や医療通訳啓発  
活動を実施いたしました団体にそれぞれ助成を行っております。

また、国際交流に関する事業につきましては、1件の申請がございましたが、予算の  
都合により、運営委員会の審査における上位5団体に助成することとしていましたとこ  
ろ、これに含まれず、助成対象とはなりません。

なお、直近の国際交流に関する助成実績といたしましては、令和2年度に国際理解講  
演会、令和元年度にアイオワ州との交流事業と外国人向けの日本語教室を実施いたしま  
した団体にそれぞれ助成を行っております。

県民の看護師さん表彰事業につきましては、第27回県民の看護師さん表彰の実施と、  
令和5年度に表彰されました第28回県民の看護師さんの候補者募集とその決定を行っ  
たところでございます。

それぞれの成果といたしましては、民間団体が行います事業への助成によりまして、  
その活動への理解促進や地域における活動が広がり、県民の福祉の向上に資することが  
できたと考えております。

また、県民の看護師さん表彰におきましても、その目的であります看護師さんの日頃  
の労をねぎらうことができたものと考えております。

古屋委員            関連でございますが、多くの事業展開をされているようでありますけど、主な事業の  
助成金等々がありましたら、具体的にその内容について御説明いただきたいと思ひます。

金子県民生活総務課長    昨年度につきまして御説明いたします。

生涯学習及び地域文化の振興に関する事業につきましては、1件で29万8,000  
円、地域づくりの推進に関する事業の助成につきましては、1件で15万4,000円、  
看護の促進に関する事業の助成につきましては、1件で20万9,000円。助成事業  
につきましては、3件66万1,000円の助成を行ったところでございます。あと県  
民の看護師さん表彰事業といたしまして、約120万円の支出をしてございます。

古屋委員            基本財産5億300万円の運用による看護師の表彰事業でございますが、その表彰基

R5. 8. 23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
準あるいはその人数についてどのようになっているのか、お伺いします。

金子県民生活総務課長 この事業につきましては、寄附者である東京相和銀行ほか4社から、病院などで看護の業務の第一線に携わる人たちの日頃の苦労に報いる制度創設のため寄附がありまして、当表彰が始まったことから、看護師の資格を有します看護師、准看護師、保健師、助産師を表彰の対象としております。

表彰の基準といたしましては、看護の第一線で活躍している看護師等を、病院などの施設や県民からの推薦を基に、県民との関わりや看護姿勢、将来性などを考慮いたしまして、選考委員会が審査をしまして表彰者を決定しております。

令和4年度は5名が表彰されており、表彰事業が始まった平成6年度以降、延べ144名の看護師に表彰が行われているところでございます。

古屋委員 それで、今の関連でいきますと、特徴は海外研修ということが中心になっているようでございますが、コロナ禍の中で具体的にどのような事業が展開されたのか、お伺いします。

金子県民生活総務課長 令和2年から5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が流行したため、副賞としての研修旅行は行っておりませんでした。代替といたしまして、コロナ禍において最前線に対応されている看護師が、個別のタイミングで心身ともにリフレッシュをしていただけるよう、旅行券の贈呈を行ったところでございます。

古屋委員 これからは意見になるわけではありますが、実は4年前も、この看護師の表彰についての御意見が出ております。決して看護師を表彰することが悪いということではございませんが、今のこの社会を見てもみますと、社会全体が多様化する中で、県民福祉に携わる職種も、医療・介護を含めてかなり広い分野であるわけです。特に介護施設などは、県内で約3,500からの施設がございます。その中に、看護師、そして社会福祉士の資格を持った方、そして介護に携わる方々など、いろいろな専門分野の方々がおるわけでありまして、そういった働く方々の労働条件の改善や支援が今求められている中で、やはり県民福祉に携わる方々を対象とする表彰にこれからはしていくべきではないかと思っております。

4年前もこの意見が出たと記録上は残っているわけではありますが、ぜひ県の中でもそういったことを含めて、寄附した方々とも連携を図りながら、看護師だけではなく、幅広くできる制度運営ができるものか、県の見解を最後にお聞きしたいと思います。

金子県民生活総務課長 財団につきましては、基本財産の運用益を基に事業を実施することとしておりまして、昨今、この低金利によりまして債権の運用が厳しい状況の中、新たな表彰事業等を行うことは困難だと考えられます。

また、介護士につきましては、県の福祉保健部が既に表彰事業を設けていること、また寄附者の意向の尊重及び、今申し上げましたが、運用益が限られているということから、財団としては看護師の表彰を行っているものと承知をしております。

福井委員 この財団についてですけれども、ふるさと山梨のために5億9千万円余の金額を寄附していただいた故長田庄一氏、それから長田高明氏の思いを受けての設立であるとホームページではうたわれております。先ほどの説明と少し違うのかと思います。

昭和63年の財団設立以降、県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに努めてこられ、ふれあい図書館の整備や県民の看護師さんの事業と助成事業を中心に進めてこられたと理解をしていたわけですけれども、これが正しいのかどうか、お願いします。

金子県民生活総務課長 寄附そのものにつきましては、ホームページに掲載のとおり5億9千万余の御寄附をいただいております。そのうち5億300万円を基本財産として積んでおりまして、差額につきましては、ふれあい図書館の整備等に使用をさせていただいたところでございます。

福井委員 このふれあい図書館についてでありますけれども、やはり身近なところに文化的な施設があるということは、これからますます重要になってくると思いますけれども、ふれあい図書館についてはもうフェードアウトしているのかどうか。今後の状況について、さらに維持していくことについてどのようにお考えなのか、お伺いします。

金子県民生活総務課長 先ほども御説明いたしました、公益財団法人に移行する際に、寄附の目的に従いまして2つの事業をするということで認定をいただいておりますので、今後につきましては、助成事業と看護師の表彰事業、この2つの事業を行っていくものと承知しております。

福井委員 関連して、今現在ふれあい図書館の所管というのは、どちらに移管されたのか確認させてください。市町村ですか、どこですか。

金子県民生活総務課長 整備につきましては、財団から助成をいたしたものでございますので、助成を受けた主体のほうは今所管をしていることとなりますが、ちょっと複数ございまして、今手元に確認できる資料がございませんので、お答えがこういった形になってしまいます。

福井委員 では、その後どこに移管されているのか、また現在の状況についても、後で教えていただきたいと思います。

次に、助成事業についてですけれども、先ほど説明いただきました3件助成があったということですが、助成対象5事業ある中で、各事業を満遍なく応募があったのかどうか、まず伺います。

金子県民生活総務課長 令和4年度につきましては、障害者や高齢者のスポーツ文化活動の振興事業に2件、国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業に1件、生涯学習・地域文化の振

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
興事業に2件、地域づくりの推進に関する事業に3件、看護の促進に関する事業に2件  
と、助成対象となります5つの事業に10件の応募がございました。

運営委員会でこの10件につきまして審査をいたしまして、理事会で5件の助成を決  
定いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、2件が事業実施で  
きず辞退となりまして、最終的に3件に助成を行ったものでございます。

福井委員 先ほどの説明で、上位5件、5団体に助成をするということだったと思います。それ  
ぞれの事業まんべんなく応募がなされているようで、恐らくそれは県民の皆さん、各団  
体に周知がしっかりされているのかと思いますので、今後もぜひ周知に努めていただき  
たいと思います。

そして、助成を受けられた3事業者についてでありますけれども、事業一覧として、  
内容については財団のホームページに掲載がされているものの、事業の報告については、  
財団ホームページには掲載が見られなかったです。参加人数や参加者の声だとか、事業  
の内容の効果等を記載した報告を受けていると思われま。財団設立の趣旨に照らした  
ときに、事業結果について周知することも必要であるかと考えますが、御所見を伺いま  
す。

金子県民生活総務課長 事業終了後、助成団体から確かに実績報告を受けておりますので、今後は財団  
のホームページにその内容を掲載して周知するよう指導をしてみたいと考えており  
ます。

福井委員 せっかく貴重な財源で助成をしているわけですから、そのようにぜひお願いします。  
そして、県民の看護師さんについてですけれども、これも平成5年から開始をされ、  
30年余りになっていると思いますが、設立の趣旨というところから、今後も中心的な  
事業として続けていくということによろしいのですか。

金子県民生活総務課長 先ほども御説明いたしましたけれども、この表彰事業につきましては、東京相  
和銀行ほか4社から、看護業務の第一線に携わる人たちの日頃の労に報いる制度創設の  
ための寄附がありまして始まったものでありますので、今後助成事業とともに財団の中  
心的な事業の一つとして実施をしていくものと承知しております。

また、県といたしましても、コロナウイルスをはじめといたしました各種感染症の拡  
大等によりまして、医療現場において厳しい状況が続いていることから、この表彰事業  
は必要なものと考えております。

福井委員 その趣旨にはすごく賛同しておりますが、これまでに145人の方が表彰を受けられ  
たと先ほどありましたけれど、大事なのは、その表彰を受けられた方々がリフレッシュ  
されて、今後どのように現場で看護に生かしていくのか。そして後進の指導にも期待を  
するところですが、表彰された145人の追跡はされているのかお伺いします。

金子県民生活総務課長 毎年追跡ということはしておりませんが、周年事業等を過去にやっております

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
て、10周年ですとか20周年のときに、表彰を受けられた看護師のその後の活動、当時は研修旅行も行っておりましたので、そういったときの感想等を冊子のほうにいただきまして、広く周知等を行っているところでございます。

福井委員 医療現場も人材不足ということが叫ばれていますので、ぜひ表彰された方々が長く現場に残っていただいて、県民の皆さんのために活躍をされるということを望んでいます。

(山梨県立美術館について)

臼井副委員長 山梨県立美術館、特に誘客対策についてお伺いさせていただきます。

本年5月から新型コロナウイルスは5類へ移行しまして、コロナの影響を大きく受けていた県内観光客も回復傾向にあると思います。年間約30万人の方が利用する山梨県立美術館が観光資源として果たす役割は非常に重要になっていくものと思われま

そこで、山梨県としてインバウンド観光に力を入れておりますけれども、今後、海外からの来館者の増加も予想されると思います。インバウンド対策としてどのようなことを行っているのか、伺います。

杉田文化振興・文化財課長 県立美術館では、英語、中国語、韓国語など5か国語に対応したパンフレットを作成しているほか、ポケット学芸員というスマートフォン用のミュージアム展示解説アプリを導入しまして、海外からのお客様が多言語による文字ガイドを利用しながら観覧できるようにするなど、インバウンドに対応した館内整備に取り組んでござい

ます。  
また、指定管理者におきましても、挨拶やおもてなしの言葉を中心として、3か国語の研修を行うなど、海外の方が来館された際も、受付や案内時に円滑なコミュニケーションが図れるよう取り組んでいるところでございます。

臼井副委員長 続いて、観光客の誘客に向けて、指定管理者としてどのような取組を行っているのか、伺います。

杉田文化振興・文化財課長 指定管理者におきましては、旅行商談会に参加し、旅行会社に対して美術館や文学館を絡めたツアー企画を提案するなど、県外観光客の誘客促進を図っております。

このような取組によりまして、現在開催中の企画展ミレーと4人の現代作家では、3社の旅行会社によりツアーが企画されるなど、着実に成果として現れているところでござ

います。  
また、県内ホテルのコンシェルジュなどに美術館の魅力を知っていただき、宿泊者に美術館への来館を進めていただけるよう、県内ホテルの関係者向けに招待ツアーを実施するなどして、観光客の誘客に向けさまざまな取組を行っているところでございます。

臼井副委員長 企画展も、最近では評判がよいと聞いております。引き続き、そのような取組をぜひ進めていただきたいと思います。と思っております。

最後ですけれども、観光客の誘客に向けて、指定管理者のみではなくて、県と連携することで、より相乗効果が発揮されることと思われまます。そういった連携した取組、どのようなものを行っているのか、伺います。

杉田文化振興・文化財課長 現在の取組としましては、指定管理者と美術館職員が企画展ごとに会議を開催し、お互いに積極的に意見を出し合いながら、ターゲットに合わせた広報の展開ですとか、関連イベントの開催、企画展の内容に合わせたレストランメニューの提供などについて、連携を図っているところでございます。

引き続き、広報やイベントの効果が最大限発揮され、館運営がより魅力的なものとなるよう、県としましても指定管理者との連携に努めてまいりたいと思ひます。

臼井副委員長 まさにおっしゃるとおりだと思ひています。この県立美術館というのは、世界でも有数なミレーの作品もあり、山梨県が本当に誇るべき県の施設だと思ひています。

ぜひ、これからのこのコロナ禍からの回復を目指していく山梨にとって、こうした観光資源としての強みを活用していただきたいと思ひていますし、また県と指定管理者には、今おっしゃられたような連携を行っていただいて、美術館としての魅力を高めていただきたいと思ひております。

古屋委員 建物あるいは美術品の管理について質問をいたします。

まず、1点は先日、現地視察の説明の中で気になった部分がございますので、質問させていただきますと思ひます。

今、日本の中で大きな課題になっている一つがエネルギーの高騰価格であり、ガソリンや電気料の値上げであります。美術館におかれましても、光熱費が3,000万円を超える状況になっていまして、これを見逃すわけにはいかないということです。

したがって、これに対して現地で問い合わせたところ、対策はないということでしたが、さきの本委員会の議事録を見させていただいたところ、令和元年にLED化の推進を計画的に推進していくという当局の答弁がございました。その答弁に沿って、この4年間どのように取り組まれてきたのか、まずお伺ひしたいと思ひます。

杉田文化振興・文化財課長 LED化への取組についてでございますが、県立美術館では、学芸諸室などについて、既定予算の中で順次LED化への移行を進めてきたところでございます。

一方、県では、令和3年11月に、令和7年度までに全ての県有施設で照明のLED化を目指していく方針を示してございまして、全庁的な対応として、県有施設のLED化を図っていくこととなっております。

これによりまして、現在、県立美術館では工事の日程調整を行ってございまして、令和6年度に設計、令和7年度にLED化の工事を予定しているところでございます。

御指摘のとおり、令和4年度につきましては、3年度に比べて電気代だけですと約6割増加するなど、光熱水費が大幅に増加してございまして、これを削減していくことは課題と考えてございましますので、LED化や引き続きの小まめな節電などによりまして、光熱費の削減に努めてまいりたいと思ひます。

古屋委員

御努力に対しまして、本当に敬意を表するところでございますが、提案でございます。実は、デスクに配られた自治体ワークスという雑誌がございまして、いろいろな分野で、住民生活、環境を含めたさまざまな施策が載ってございまして、その中にLED化について、今まで消耗品として扱われたものがリースの対象になるという記事がございました。

これによって、予算化しなくてもリースによって3割から5割の電気料の削減ができるという内容が掲載されてございまして、今、令和5年6月時点でいきますと、既に35以上の施設でやっております、LED化がもう既に完了し、今250以上の法人等にレクチャーをしていると。その対象の中には、役所や学校、病院、文化会館、スキー、プール、グラウンドなど、1,000施設ぐらいあると書いてあります。今から4年、3年またぎの事業になるわけでありまして、着工まで2か月から3か月でリース契約ができる内容になっています。

年間3,000万円からのお金が一気に上がるということになれば、何も対策なくて待っているということは普通の家庭では考えられない。3万円でも電気料が上がれば、ほかのところをちょっと詰めて何とかこの赤字を埋めなければならないというのが一般家庭だと思います。県でも、こういった方法もぜひ検討して、より早く省エネ対策をしていく。大きい施設で美術品を扱っていますから、これはしょうがない部分があるのですけど、ただハード面でいけば、こういうやり方も方法として考えられるということも、ぜひ研究素材としていただきたいと思いますが、いかがですか。

杉田文化振興・文化財課長 LED化の取組につきましては、全庁的なものでございまして、総務部の管轄にはなるとは思います。委員御指摘のとおり、そういった対策も検討していかねばならないと思いますので、総務部のほうには御指摘いただいた内容についても、情報提供してまいりたいと思います。

古屋委員

ぜひ、一読していただいたり、いろんな本が出ていますから、このLED化のリース問題については研究していただきたいと思います。

次の質問に入りますが、美術館も、御案内のとおり建設からもう45年ということで、かなりあちらこちらで老朽化があつて、毎年長寿命化計画の中で修繕を行っているということでもありますけど、現状の課題と今後の対策で何か大きい課題があれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

杉田文化振興・文化財課長 御指摘のとおり、美術館開館から今年度で45年を迎えまして、設備の老朽化に伴います修繕箇所が増加などは課題となつてきているところでございます。

委員おっしゃられたとおり、県では長寿命化、公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画的に改修を実施してございまして、令和2年度につきましてはエレベーターの更新工事、令和4年度にはチラーユニットの改修工事を実施してきたところでございます。

令和6年度につきましては、温熱源ボイラーの修繕工事が予定されてございまして、今後も計画に沿って修繕に努めていきたいと考えております。

また、その他の小規模な修繕に要する経費につきましては、指定管理委託料にも計上

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
されてございますので、指定管理者と連絡調整を図りながら、引き続き適切に対応してまいりたいと思います。

古屋委員 ぜひ、日常的な、小まめなメンテが非常に大事だと思いますので、引き続き御努力を  
いただきたいと思います。

最後に、もう一度思い起こしていただきたいと思います、山梨県立美術館において、  
昨年8月に収蔵庫から60万円相当の工芸品が盗まれて、数か月後に発覚されるという  
重大な事件が発生したことは、記憶に新しいところでございます。

このときに、この事件を踏まえて第三者委員会を設置したということ聞いておるの  
ですけど、その委員会の目的や内容、結果はどのような状況になったのか、お伺いた  
いと思います。

杉田文化振興・文化財課長 県立美術館収蔵品盗難事案に関する第三者委員会というものを設置してご  
ざいます。その目的、内容でございますが、県立美術館の収蔵品の盗難事案を重く受  
け止めておまして、本事案が発生した原因を究明し、再発防止策を講じるために、博  
物館等の収蔵品の保存方法に関する有識者と、危機管理の有識者及び弁護士の3名で構  
成する第三者委員会を設置したところでございます。

第三者委員会では、3回にわたり御検討いただきまして、盗難事案の発生した原因や  
再発防止策などを報告書にまとめて、今年の1月31日に県に御提出いただいたところ  
でございます。

提出された報告書では、収蔵庫内の作業時における立会い、監視方法等の改善、収蔵  
庫の入室管理方法の改善ですとか、収蔵品の管理に関する提言など、再発防止のため  
の取組等が示されたところでありまして、報告書を踏まえて、指定管理者、県ともに再発  
防止に取り組んでいるところでございます。

古屋委員 今、課長から御説明いただきましたとおり、保存、いわゆる作業員の立会いは、かな  
り雑だったような感じをマスコミ等の資料の中では受けているわけでありまして、また  
入室方法などを含めてセキュリティー管理が不十分だったという御指摘があったとい  
うことも承知をしているところであります。

それで、具体的に、美術品の保管等における固定資産等の棚卸しについての日常的な  
取組でありますけど、これがきちんとなっていればこういうことはあり得ないのです。  
人がいないとかいるとかという問題ではなくて、この辺の管理の扱いについてはどのよ  
うになっていますか。

杉田文化振興・文化財課長 収蔵品の管理についてでございますが、県立美術館の収蔵品については、  
収蔵データベースシステムというもので、作品のデータと保管場所を管理しておりまし  
て、収蔵品のジャンルですとか形状、あと梱包状況や大きさ、重量など、作品の形状や  
性質に応じて分類して、エリアと収納方法を分けて収蔵庫で保管をしております。

収蔵品については、常設展や特別展の準備において展示作品を選定する際ですとか、  
あるいは研究や修復の対象とする場合など、折に触れて調査を兼ねて確認を行っている

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
ところでございます。また収蔵品を確実に管理できるように保存状態等の確認を兼ねた  
全数調査を年1回必ず今度は実施することとしております。

あと、さらに限られた人員で効率的で確実に収蔵品を管理できる対応策として、I C  
タグを活用した収蔵品の管理方法についても、導入に向けて現在検討を進めているとこ  
ろでございます。

古屋委員           これは今欠かせない問題ですから、美術品が県立美術館の中から車へ持ち出されるよ  
うなことができるというセキュリティーの甘さはとても考えられないわけですが、こ  
の入館者を含めてセキュリティー対策について、この事故を契機として今どのようなこ  
とになっているのか、最後にお聞きしたいと思います。

杉田文化振興・文化財課長   この事案を契機とした入館者に対するセキュリティー対策でございますけ  
れども、第三者委員会からの提言を踏まえまして、収蔵庫への入退室や立会いに関する  
マニュアルを作成しまして、これに沿って徹底した対策を行っているところでございま  
す。

具体的には、事業者が入退館時のときに、所持品の検査を実施すること、あと保守点  
検に必要なないかばん等の持込みを禁止して、また持ち込まないことを必ず確認するこ  
と。また、収蔵庫点検時の立会者数を増員しまして、原則として立会人と作業員数が1  
対1となるように配置することとしております。

なお、この際は、作業内容の監督、作品の安全確保、防犯の観点から、指定管理者と  
学芸課職員双方が必ず立ち会うこととしております。

また、収蔵庫の鍵の管理につきまして、特定の部署だけで鍵の持出し手続が完結しな  
いように、館内の複数部署で相互にチェックして貸し出すルールとしまして、ヒューマ  
ンエラーが起きないように努めているところでございます。

今後もセキュリティー対策を徹底しまして、県民の財産である収蔵品を適切に管理し  
てまいりたいと思っております。

古屋委員           ぜひ、今おっしゃられたとおり、この美術館は、世界の美術館と言ってもいいぐらい  
ミレーの作品も預かっているわけでありましてけれども、セキュリティーは本当に大事な  
基本でありますから、二度とこういう事故がないように安全を期していただきたい。最  
後をお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。

(山梨県曾根丘陵公園について)

伊藤委員           まず、快適に利用するための施設管理、運営等について伺います。

利用者の主な意見として、遊具、広場付近に日陰や休憩所をふやしてもらいたい、あ  
るいは遊具近くにトイレが欲しいという声がありました。これに対する対応を改めて  
伺うとともに、利用者からどんな声があったか、伺います。

内藤景観まちづくり室長   日陰や休憩所をふやしてもらいたい要望につきましては、遊具広場に日陰を  
確保するため、昨年度、ベンチに2張りの簡易テントを設置し、利用者からも好評だっ

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
たことから、今年度は2張り増設して、合計4張りとしております。

次に、トイレについてであります。遊具広場周辺には、既に第3駐車場横とテニスコート横の2か所にトイレがございますが、テニスコート横のトイレは目につきにくいことから、これまで第3駐車場横のトイレに利用が集中しておりました。そこで、利用者にトイレの設置場所を張り紙で周知したところ、テニスコート横のトイレの利用が以前よりも増加し、利用者が分散されたことから、一定の効果があったものと考えております。

伊藤委員            ありがとうございます。日陰対策ということでテントを設置していただいたり、トイレの張り紙でトイレ利用を分散していただいたということなのですが、ちょうど先日、曾根丘陵公園に行かせていただいたら、設置していただいたテントの下で小さいお子様連れの方が利用していて、とても効果があるなというのを感じております。  
                      そうした状況を踏まえて、利用者のさらなる満足度向上に向けて、どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

内藤景観まちづくり室長   今後も利用者の方からは、アンケートなどにより、多様なニーズを随時酌み上げまして、公園の管理運営にフィードバックしていくことにより、さらなる利用者の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

伊藤委員            指定管理の実施事業により、キッチンカーが出店されていると思うのですが、公園利用者の評判や公園施設全体への影響などについて、県としてどのように評価しているのか、お聞きします。

内藤景観まちづくり室長   キッチンカーについては、これまで大規模なイベント時に来店し、利用者からも好評をいただいております。今年度は利用者のニーズに応え、土日祝日にも出店を実施しているところでございます。  
                      県といたしましても、キッチンカーの出店は利用者の満足度を高め、さらなる来園者の増加につながる事業として期待しているところでございます。

伊藤委員            キッチンカーは、とても公園自体に活気があふれ、親子連れも利用するのをすごく望んでおりますので、今後とも、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。  
                      最後の質問です。指定管理者の自主事業や、県が実施する事業において、地元地域との連携があるのか、施設所管課の評価の中にも、地元自治体との協働した公園づくりに努めることということが書いてありますが、どのような協働を想定しているのか、最後お聞かせください。

内藤景観まちづくり室長   これまでは、公園管理のために発生した間伐材や落ち葉等の一部について有効利用するため、地域の方々へ無償で配布しており、処分費の削減にもなっております。  
                      今後は、地元地域や自治体が開催するイベント時に、公園内の古墳を案内する機会を設けることや、古代米の試食等の体験を通じ、歴史文化を学ぶ場を提供するなど、この公園の特色を生かした取組を、地元地域や自治体と協働して行うことを期待しております。

す。

伊藤委員 ぜひとも、よろしく願いいたします。

久嶋委員 この公園も、ほかの公園と同様、利用者の満足度が常に高く、すごくいいことだなと思っております。

この公園の、都市公園としての設置目的が、1、遊びと憩いの場を提供すること、2、防災拠点としての機能を発揮すること、3、良好な緑地景観、環境を提供すること、4、歴史文化を学ぶ場を提供することとあります。1、3、4については、業務の中にも書いてあり、おおむね理解できました。

一つ気になったのが、防災拠点としての機能を発揮していくこととあるのですが、この業務の内容の中には、そういう文言が入っておらず、触れていない。防災拠点としての機能を果たすために、どのような考えの下、取組をしているのか、今後またどのような取組を考えているのかを伺います。

内藤景観まちづくり室長 本公園は、山梨県地域防災計画において、広域応援体制を構築するために必要となる防災活動拠点として位置づけられており、災害発生時における応援部隊の受入れ、物資の集積、振り分け運搬の拠点とされております。そのため、県としては、広域応援等により、各地から進出する自衛隊や消防等の実働部隊の車両や人員を受け入れる一時集結、またはベースキャンプに必要となる施設や機能の整備を行うなど、防災活動拠点の機能強化に努めているところでございます。

また、指定管理者につきましては、主な業務内容の記載はありませんが、仕様書に基づきまして、防災時における防災活動拠点としての受入訓練や、公園利用者の安否確認訓練等を定期的実施しているところでありまして、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

久嶋委員 訓練をしているということで、非常に安心をしました。

その訓練ですが、定期的に、年に何回ぐらい行っているのかと、防災拠点ということであれば、備蓄品なども備えてあるのかどうかを伺います。

内藤景観まちづくり室長 毎年9月に防災訓練をやっておりまして、これは県と連携した中で、防災無線の使い方を訓練とあわせて年に1回行っております。

また、備蓄品につきましては、飲料など一時的なものしかございませんので、地域の方が避難してきたものに対応しての備蓄品というのはございません。

久嶋委員 ぜひ、訓練は、引き続き行っていただきたいと思っております。

その中で、職員の方の訓練は当然のことなわけですが、よくいろいろな施設でやっているのですが、前もって周知をして、お客様にもその訓練に参加してもらおうという形式はどうお考えですか。

内藤景観まちづくり室長 今現在、そのような内容での訓練は実施しておりませんが、御意見を参考にさせていただきます。今後の訓練に採用する等の検討をしていただきたいと思います。

久嶋委員 ぜひ、そこに訪れる方の安心、安全を確保するためにも、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

望月委員長 先ほど福井委員から質問のありました事項につきまして、執行部から回答したい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

金子県民生活総務課長 先ほど、福井委員からございました、ふれあい文庫に関する御質問につきましてお答えをいたします。

この事業につきましては、平成元年から3年にかけて、4,061万円の御寄附を原資に整備をいたしましたものでございます。箇所数につきましては、全体で19施設に対しまして補助をさせていただいております。

これにつきましては、個人の家の一室を一坪図書館のように整備するというボランティアの方々の整備につきまして補助をいたしましたものでございます。事業につきましては、平成3年度で終了しておりますので、その後の管理につきましては、整備された方の管理となっております。

## 討論

( (公財) 山梨県環境整備事業団、(公財) やまなし産業支援機構について)

名取委員 私は、ただいまの委員長の審査結果案につきまして同意できない部分がありますので、反対の立場から討論を行わせていただきます。

今回対象となった事業のうち、まずは環境整備事業団についてです。

先ほどの総括質疑の答弁にもありましたように、環境整備センターの収支見通しについては、第4次改革プランで想定した維持管理期間10年の最終年度に当たる令和6年度末においても事業終結の見通しが示されませんでした。そして、最終赤字額についても、いまだ見通せないという説明でした。

環境整備センター、いわゆる明野処分場の問題の発端は、過去の山梨県の進め方に起因するものではありますけれども、維持管理事業を進めてきたものが予定どおり終結できないとされている以上、それを是とすることはできないものと考えます。

また、53億円もの赤字額を補填してきたその原資についても、これは県民から預かっている税金ですから、それがさらに膨れることについても警鐘を鳴らす必要があると思います。

次に、やまなし産業支援機構に関してです。

県の中小企業・小規模企業振興条例では、その目的の中で、小規模企業を初めとする中小企業の振興について、その振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

先日の部局審査において、私は、産業支援機構の取り組んでいる事業を利用した実企

R5.8.23 指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録  
業数について、中小企業及び小規模企業ごとに実績数を資料で求めましたが、その分類と集計が行われていない実態が分かりました。これでは、条例が定める振興策が、中小企業、とりわけ小規模企業に届いているのかの検証ができません。

また、総括質疑でも先ほども指摘をいたしました。昨年度に機構の事業を活用した実企業数を見ても、最も多い総合相談事業で1,614社であり、これは県内の中小企業、小規模企業数の総数約3万社に対して5%程度です。不特定多数のもの利益の増進に寄与するという公益法人の目的に照らして、事業内容を初め、周知方法や申請方法などについても検証が必要なわけですが、その基礎となる実企業数についても、質問するまで日常的に集計し、生かすことが行われていなかった形跡が見受けられます。

県は、中小企業・小規模企業振興計画の中で、山梨県中小企業・小規模企業振興会議を毎年度開催し、施策の実施状況や成果、課題の検証を行うとされていますが、こうした状況で十分な検証が行えるのかは疑問です。税金を出資している公益法人において十分な検証が行えない状況が見て取れましたので、おおむね適正に運用されていると、経営されているという報告に、その部分においては同意できないため、反対をさせていただきます。

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 望月 勝